

第28回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年12月2日(火) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
欠席議員	委員：田原 宗憲
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、第28回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

昨日の最終報告書についての議題と今日なりますが、昨日の話の流れで、昨日、吉元議員と、クローラーの部分で修正をかけています。

あと全体的なところも、ちょっと修正をかけてつくっていますんで、ちょっとコピーもする時間なかったし、皆さんにお送りする時間はなかったんですが、今までの資料を見ていただいて、最終報告書のあの部分を見ていただいて、どの部分が変わったのかという部分を感じていただければなというふうに思いますんで、もし話の途中で、この部分、ちょっとコピーがあったほうがいいのかというのであれば、途中で事務局のほうに書類のコピーをして皆さんにお話を進めていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

なら、早速協議事項に入りたいと思います。

なら、最終報告についてということで進めていきます。

先週指摘があったページ数に関しては、昨日ページ数をそろえて、今、修正をかけています。

前の資料で見ていただいて分かると思うんですが、6番の次が7番の調査内容及び委員会としての判断というところがあったと思いますが、6番の次に監査請求という言葉を入れています。

○副委員長（宗 裕君） 独立した項目が新たに加わるということですね。

○委員長（武道 修司君） そうです。監査請求をしたんで、その監査請求の中身を入れています。

次が、調査内容及び委員会としての判断ということで。

○副委員長（宗 裕君） ここが8番になるわけですね。

○委員長（武道 修司君） そうです。1個繰り下がります。前の8番ですね。

次、9番で、総括（最終報告）というところの文言なんですけど、これを委員会としての判断にしようかな、どうしようかなと言って、昨日もちょっと夜ずっと悩んだんですが、上の部分、今までの、だからその1から12の部分の新川町長までの中身が調査内容及び委員会としての判断というところになりますんで、やはり9番は総括のままがいいかなというふうに思います。

目次のほうはそういうふうな修正で、あとは全体的に修正をかけていって、追加の部分があります。追加の部分が、一番最後の部分でつくっています。これももし必要であれば言ってください。

まず、1つが、最後が、意見表明、質問状に対する回答というところになっていたと思うんです。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、どこでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 目次の一番最後。

○副委員長（宗 裕君） ああ、目次。

○委員長（武道 修司君） 目次のところ、すみません。一番最後は、意見表明、質問状に対しての回答というところになっていたと思います。一番最後。

○副委員長（宗 裕君） ああ、すみません。添付資料ですね。

○委員長（武道 修司君） はい。添付資料のところですか。すみません。

それのところ、一番最後は66ページになるんですが、その後ろに、中に、刑法の関係、刑法第155条とか、156条とか、159条やったかな。そういうようなこと、一応その刑法のところを載せていますんで、その刑法の抜粋、刑法の百何条はどういうふうな中身なのかというのをやっぱり分からないといけないのかなということで、添付資料につけるようにしました。

○副委員長（宗 裕君） あくまで資料ですね。

○委員長（武道 修司君） 資料です。

○副委員長（宗 裕君） 我々の意見でなくて。

○委員長（武道 修司君） はい。監査及び監査報告の請求についてということで、議会のほうから監査請求を監査委員事務局のほうに出したんですね。その分も添付をするようにしたいと思います。

それと、前回ちょっとお話ししたように、随意契約に係る事務手続についてということで、後ろの様式をのけて、前の部分の町が5月1日に企画財政課長のほうから職員宛てに通達をした事務手続についてというところを添付したいという。

○副委員長（宗 裕君） それも資料でつけるんですか。

○委員長（武道 修司君） 資料で添付します。これは前回、先週の金曜日にちょっとお話しした内容で、ちょっと最終確認です。

次のページになります。

次のページの2番目、調査特別委員会の設置及び調査事項についてというところの調査権限のところですか。

前回、今までは調査権限の中で、「特別委員会に委任する。」という言葉を書いていました。これは議案の中身を抜粋というか、取ってきたんですけど、そこを「委任する。」じゃなくて、「委任」で、丸にします。

○副委員長（宗 裕君） 「する」を取るんですね。

○委員長（武道 修司君） 「する」を取ります。後ろに括弧書きで、「令和7年第2回地区上町議会定例会」の括弧書きで入れたいと思います。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 次が、その次の段に、「地方自治法第98条第2項の権限を追加。」、

監査請求の追加ですね。

○副委員長（宗 裕君） 追加の議決したのを忘れていましたね。

○委員長（武道 修司君） はい。ほんで、「（令和7年第3回築上町議会定例会）」ということで、3回でいいんよね。続けて。

○副委員長（宗 裕君） 中間報告のときは、これでよかったということですよ。

○委員長（武道 修司君） そうです。そうです。その後に、今度その追加になります。

○副委員長（宗 裕君） よく気がつきましたね。

○委員長（武道 修司君） はい。瀬戸さんから指摘があったんで。

それから、ずっといきます。これは前の部分と一緒にありますんで。

○副委員長（宗 裕君） この辺は事務的事実を書いているだけですから。

○委員長（武道 修司君） そうです。そうです。その追加は、前回もお話ししたように、都市政策課長のU証人からずっとあります。これは事実を書いているんで、こっちが質問事項を書いているんで、日にちの訂正とか時間の訂正がちょっとありましたんで、それはこちらのほうで訂正をさせてもらっています。これはあくまでもこちらが出した、向こうに質問した内容ですから、変更のしようがないというところですよ。

それから、ずっと行って、その後がずっと資料です。

資料を過ぎた後、委員の派遣の後、これが大分後ろになって、ちょっとページ見て。

○副委員長（宗 裕君） ページで言えないですから、見づらいですね。

○委員長（武道 修司君） ちょっと私のほうのページと違ってくるんで、すみません。委員の派遣というところがあると思うんです。

○副委員長（宗 裕君） ああ、前のやつだと、6番の27ページ。

○委員長（武道 修司君） 6番の委員の派遣ですね。その後に、先ほど言った「監査及び監査報告の請求」というところを入れたと思います。

目次のほうが「監査請求」としていましたが、目次のほうも「監査及び監査報告の請求」ということで、目次のほうも変えます。

その内容は、令和7年10月3日請求分ということで、1番から6番のほうを監査請求していますんで、例えば、令和4年10月19日起案、有機液肥製造施設、クローラ圧カポンプ交換に関する事項ということでしています。

次が、RDF施設破袋機の刃替工事、それとあとは操作レバー、自家発電機の関係、3年間放置しているポンプについて、都市政策課の分割発注についてということで、畳の撤去、清掃作業の号数違い、ベランダの清掃の号数違いということで監査請求していますんで、これはそのまま事務上、何というか、出したものをそのまま追記をしています。

- 副委員長（宗 裕君） つまり、項目を追加して、そこに監査請求のリストを本文に載せる。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 詳しくは監査請求の書面そのものを後ろに、添付資料をつけるから、そっちを見てくれということですね。
- 委員長（武道 修司君） そうですね。
- 副委員長（宗 裕君） ただし。
- 委員長（武道 修司君） 中身は一緒です。
- 副委員長（宗 裕君） ただし、監査報告は、まだ載せない。
- 委員長（武道 修司君） 載せられないということです。
- 副委員長（宗 裕君） はい。
- 委員長（武道 修司君） はい。前回、次のページというか、調査内容及び委員会としての判断で、前回、随意契約の集計と上下水道のところはお話しさせてもらって、修正がありません。
- 次の都市政策課も修正がありません。
- 次の産業課のところですか。
- 基本的には、上の部分は。
- 副委員長（宗 裕君） 委員長、議論の途中で悪いんだけど、ここはやっぱり細かい文言を確認したいので。
- 委員長（武道 修司君） ああ、コピーしようか。
- 副委員長（宗 裕君） うん。ここはちょっと文書を見ながら話をしたいので、お願いできますか。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） それと、吉元さん、これから後も官製談合の疑いのあるところとか、そこはちょっと。もう何ページしかないんやろ。資料、一覧表になっているごみクレーンレバーの操作の取替えの資料とか、これは整理必要だけやけど、どういう委員会が判断したとかいうのは、ちょっとそこは文書を見せていただきたいんやけど、まあこの後の文書の変更部分だったら、瀬戸さん、10枚もないよね。
- 委員長（武道 修司君） ちょっと待ってくださいね。あとはいいかな。これだけちょっとコピーしてもらっていい。
- 事務局係長（瀬戸 美里君） はい。
- 委員長（武道 修司君） 何枚か、全部で6枚。
- 事務局係長（瀬戸 美里君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） お手数かけて申し訳ないです。

○委員長（武道 修司君） すみません。なら、それまでの間をちょっと飛び抜かして説明をさせてもらいます。

一番最後のところに行きます。

調査経費のところですか。令和7年度分で100万円以内ということで、当初議決で、これは前回書いていたとおりです。「300万円以内」というふうに変更して、その下が、金額がまだちょっと出ていませんので、ここはちょっと修正を再度してやらないといけないかなというふうに思っています。

○副委員長（宗 裕君） ああ、この支出総額、補正のところですね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 11月末現在ですから。

○委員長（武道 修司君） そうなんです。

それと、その他のところは変わりありません。

それと、添付資料のところはずっとしまして、今さっきの、これが今までの添付資料で、質問状に対しての回答を全部つけて、言います。刑法の部分の抜粋のところですか。公文書偽造等、第155条ということで、155条の条文を載せています。

○副委員長（宗 裕君） それどこにつくんですかね。

○委員長（武道 修司君） 一番最後です。今さっきの。

○副委員長（宗 裕君） ああ、これにはついていない、一番最後。

○委員長（武道 修司君） 最後の最後です。

次に、虚偽公文書作成等で、第156条という文言です。

次が、私文書偽造等、第159条を載せています。

横領の部分がちょっといろいろと調べると、横領という言葉がその刑法と今回のこの横領という部分がちょっと合致しないかなという部分があったんで、横領の部分がちょっと条文を読むと、ちょっと載せにくいかなというふうな感じになりました。

前回、横領及び幫助というふうな格好でしたんですけど、よくよく調べてみると、刑法の中には、その言葉がなかったんです。

○副委員長（宗 裕君） そうなんですか。

○委員長（武道 修司君） ああ。それで、ちょっと間違った言葉を書くのもちょっといかがかなというのもあったんで、この部分を一応と思っています。

ちょっと私が今日の朝、再度確認をしたときに漏れがあったのがその前の部分で、住民生活課のところになるかな。産業課もそうかもしれんけど、あれが抜けていました。官製談合の条文ですね。

ちょっと言います。入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律というところのこの条文をちょっと添付していませんので、ここは、また整理をして資料として添付をしたいなというふうに思っています。そういうところですね。

それと、先ほど言った監査請求の部分で、実際、塩田議長から小出監査委員に請求をした書類を添付します。

それと、随意契約に関する事務手続についてということで、椎野課長から出た文章で、フローチャートとか、そういうのを全部載せます。

資料4から様式になるんです。これから以降、載せません。

それと、5、6、7、8、9、10という資料があるんですけど、ここは地方自治法とか、地方自治法施行令とか、そういうような条文の部分とか、あと築上町財務規則の抜粋とか、決裁規程とか、印紙税額とか、そういうふうな資料になりますんで、あくまでもこれ資料ですから、一番大事な1、2、3の随意契約について、その次が契約選択方法のフローチャート、次が随意契約に係る事務手続という部分のその部分だけを資料に添付しようかなというふうに思っています。今、資料。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） うん。という流れです。

ちょっとまた元に戻ります。

今、資料をお配りさせてもらった、まず頭が都市政策課となっているところからいきたいと思います。この中で、産業課の部分の昨日言われたことで修正をかけた部分が、すみません、41ページじゃなく、42ページになります。その次のページ、何も書いていないところの。

（「どこですか」と呼ぶ者あり）42と書いてある。42ページ、私が今、コピーしてもらった部分の42ページで、ちょっと前から読みます。失礼しました。3行目、「令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業繁永氏と下田課長補佐は、令和4年10月11日に修理をしたと認めているが、架台の加工は前の週にしたと発言している。しかし、実際にフォークリフトを操作し載せ替えた現場の人の話や写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々は主に自分たちが修理をしたとの証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状（ボルトの位置など）を考慮すれば、10月11日に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工はなかったと判断する。よって、修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認調書を作成したと言わざるを得ない。また、業者からの提出書類の日付は、空白で提出され職員が記入していた。」というものです。これは昨日、吉元議員と相談をしてつくった文面です。

だから、強いて言えば、「架台の加工は前の週にしたという発言があった」というところを加筆した部分と、「推察する」という言葉を「架台の加工はなかったと判断する」というところですかね、思うに。ちょっと若干言葉も、ちょっと前の文と変わっている部分もあるかと思いますが、それと、「よって、修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。」という、この部分を昨日、吉元議員とちょっと相談してつくったところです。

○副委員長（宗 裕君） 委員長。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 意見がある場合は、個別で言ったほうがいいですよ。全部（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） はい。言ってください。はい。

○副委員長（宗 裕君） これはマイクを使ったほうがいいですよ。

○委員長（武道 修司君） はい。マイクを使ってください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。これは昨晚、武道委員長及び吉元委員が2人で作成してくれた結果で、お二人はこれが一応今のところの結論で、これでよしという判断なんですよ。

○委員長（武道 修司君） はい。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今の内容で、ある程度金額が適正ではないという言葉と全てスムーズに認めているか認めていないかという部分を僕は載せたかったので、そこはある程度分かるような報告書には当初よりはできたのかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 昨日かなり私も自分の思いをぶつけさせていただきましたけど、委員会ですから、委員全員でやっている。委員一人一人の細かいところは認識が違って当然だと思うんで、この結果は、武道委員長の意見でもなければ、吉元委員の意見でもないと思っていますよ。2人で話し合ってもらった結果だと思っています、今日はその2人で話し合ったのをさらに委員会全体で話し合う場所だと思っているんで、昨日ほど個人的なことを言うのは控えようと思っているんですが、私も意見を言わせてください。

すごく分かりやすくなって、事実認定に関しては、ほぼこれで言い尽くされていると思っていますんで、そこはありがとうございます。

ただ、まず1点、架台の加工が行われていないということは、これ明確に、ほぼ断定したような文章になっていると思うんですが、ここの部分だけ初めて読む人に一番私は知ってもらいたいのは、文章にどういうふうに落とせばいいのか分からないからちょっとくどく言いますが、架台の加工は行っていないという工事が先に行われているのにもかかわらず、11月11日以降に

架台の加工も行ったというような起案書、仕様書、見積書をつくって、その内容で、これたしか1者見積りだったと思うけど、1者見積りで契約している。

何が言いたいかというと、これ架台の契約は事後につくられた書類に、金額まで書けとは言いませんけど、費用が計上されてて、しかもそれが支払われているということは、これだけ読むと、これだけ読んだ人は分かりにくいと思うんですよね。

だから、これどっかでうまいこと追加して、架台の加工は行われていないのに、事後に作成された書類にはそれが書かれて支払われているというのは、そういうふうに明確にはこれ書いていないでしょう。

結局その辺は、「修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。」と書いてあるだけで、なぜ適正でないかということ、それが含まれているからでしょう。そこは明確に、私は書き込んでほしいなと思うんですよね。

それと、もう一点は、先ほどここには詐欺という言葉はないんですよ。これは、詐欺であるという断定まで踏み込むかどうかはちょっと難しいところはあるんですけど、私は、一般質問では詐欺と言い切っていますから、個人的の責任で。

だから、私の言い切ったことに皆さんに同調してもらってここに書けとは言わないんですけど、詐欺という言葉はないし、ここ最後に括弧書きで書いてあるやつに、「業務上横領罪及び幫助」と書いているんですけど、それにはかなり該当する可能性が高いんですか。

○委員長（武道 修司君） いや、先ほど言ったように、その部分は、これは削除をしないとけないかなというふうに思っています。

○副委員長（宗 裕君） だったらここに、代わりに詐欺、詐欺は刑法にあったと思いますが、詐欺は、やっていないことを認識しつつお金を取るのが詐欺だったと思いますけど、やるつもりだったけど、結果としてやっていなかったのは、うっかりミスですから、詐欺にならないと思いますけど、最初からやっていないのにお金を取ろうとすること自体は詐欺で、これは先に工事は終わっているから、私は、ほぼ詐欺、3万円の部分に関しては間違いなく詐欺が成立していると思っています。ちょっとその辺、御議論いただければ。

○委員長（武道 修司君） はい。ほかに。宗委員、もういいですか、今の部分で。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 今の宗議員の発言に対して、皆さん御意見をお願いいたします。ちょっと分かりにくいところもあるんですが、結局言うと、もう少し細かく分かりやすくしてほしいということなんでしょうけど。

○副委員長（宗 裕君） これで十分分かりやすいです。

ただ、さっき私が指摘、文章長くなりますけど、私が指摘した点もちょっと文字として書き込

んでいただければなと思いました。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 私は、委員長と吉元委員が考えていただいた文面でいいのではないかと、宗委員のおっしゃっているのも分かるんですけど、そこまで書き込む必要はないんじゃないかなと、これで十分報告書としてはいいと思います。

それから、あまり書き込むと、昨日、宗委員が発言していたように、刑事告発とかいうものにつながる文面になっていくおそれがあるので、私は、刑事告発は前回どおり、反対していますので、刑事告発につながるような文面になっていく報告書には賛成できません。それはあらかじめ申し述べておきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと不穏な空気になってと言ったらまずいですね。池亀委員、先輩議員に大変失礼な言葉を使いました。そういう率直な意見を出し合うのがここだと思っているので、私も責任を持って発言しているし、池亀委員も自分の判断でそうおっしゃってくれていると思うんですよ。

ただ、ちょっと池亀委員には申し上げにくいんですが、これは正式、今日は、傍聴者はいませんが、正式な委員会で、議事録が残り、かつ傍聴者がいれば、誰でも自由に発言を聞ける場所ですから、私が言っているのも重いということの自覚で発言しているんですよ。

だから、池亀委員の今の意見も私も重い発言だと思っているので、回りくどいんですけど、例えば来週の一般質問で、お名前までは出しませんが、先週の委員会では、刑事告発まではする必要がないというふうに明確におっしゃっていた委員もいるので、百条委員会としてはこういう結論になりつつあるんだとかいうようなことも私もしゃべってしまいそうなので、池亀委員、それはいいですよ。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。

○副委員長（宗 裕君） お名前まで出すつもりはないんですけど、だから、全ての意見がここで100%まとまるとは思っていないので、今みたいに率直な意見が出たところで、委員会全体としてどうするかということであれば、私も、池亀委員がそこまでおっしゃるんだったら、私が言ったことは、書くのは、委員会の判断としては適切ではないなと思います。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど委員長のほうから朝までということで、非常に御苦労かけたことに本当に感謝をいたします。この文章で、先ほど宗議員も言われたとおり、大体内容が分かり、池亀議員が、この文章をきつくすることで刑事告発がどうだこうだということではないと思っています。この文章で、いかに最終報告で、皆さんに分かるかということであれば、私も、

この文章でいいのではないかなと判断します。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

吉元委員、いいですかね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。刑法のところを今、宗さんが触ってくれて、業務上横領、武道さんと話したときは、そこは僕も見落としていたので、池亀さんの言う、要は、そういう刑事罰に処したいわけでも、僕は、当初からないんですけれども、やっぱりやったことを皆さんに伝えるという中身からいくと、やっぱり刑法とか、そういうのに値するおそれがあるという形で、委員長、多分ここに提示してくれてると思うので。

○委員長（武道 修司君） そうです。そうです。

○委員（13番 吉元 健人君） 思うので、決めつけているわけではないので、業務上横領がなくなった代わりに、宗さんが言われているような詐欺罪との関わりはすごく、僕も、詐欺罪をこれは絡んでくると思っているので、最初から。書けるのであれば、書いていただきたいし、その疑いがあるよというふうに載せるのに、載せる必要がないと皆さん判断すれば、載されなくてもいいと思いますけども、できるだけこういう疑いがあるよというのは、やっぱり報告書の中なので、かかるおそれがあるやつは、書けるのであれば、書いていただきたいなど、今は思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、今のに関連して。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 刑事告訴に関しては、私も刑事告訴をしたいわけでもないし、一生懸命働いてくれている職員の方を刑事告訴したいわけでもないんです。

あの刑事告訴に至った、これ議事録に残りますから、あえて言っているんですけど、刑事告訴に至った気持ちは、6月の一般質問以降、執行部が真摯に調査しようという姿勢が全く見られない。むしろ、百条委員会の結果が出るまでとか、何だかんだ言いがかりのような理由をつけてというよりも、あの態度は、調査するつもりはありませんと、あなたたちが調査するならどうぞ調査してくださいと、調査でどうしても言い逃れのできない部分が出てきたらその分だけは認めてあげますというような、ちょっと言い過ぎましたけど、そういう態度にしか見えないんですよ。

だったら、いつも言われているように、我々、百条は、捜査権はないですから、出るところに出て、きちんと調査してほしいという、もう最後の手段と思ってやっているわけで、いや、町長が、もう今すぐでもいいです。第三者委員会を設置して、公平、透明の第三者の目でしかるべき、まず全容解明をすると、事実の確認をすると、事実の確認ができれば、その後、どう判断するか

は、それぞれの判断で、その事実を前提に町長が、極論を言いますよ。

刑事罰相当の職員がいるけど、そういう職員を生んだのは自分の責任だから、全責任を取って、残り1か月しかないけど、辞職するとか言ったら、見事な責任の取り方だから、私は、それでもいいと思っているわけですよ。

ただ、そういう態度が見えないから、やむなくやっているんです。

ちょっと前置きが長くなりました。刑事告訴の議案は、そんな軽い気持ちでは出しておりません。刑事告訴の議案の内容を事前に吉元議員と2人で弁護士にチェックしてもらって、あの捜査の結果の事実認定によって起訴されるかどうかが決まって、さらに起訴された結果、罪になるかどうかは裁判官が判断することだけれども、宗議員、吉元議員が指摘していることは、十分に詐欺の可能性があるので、これは、刑事告訴の議案としては成立しますねというチェックを受けた上で出しているんです。決して、法律の素人である私及び吉元議員の考えで出しているものではありません。

ですから、我々が相談した1人の弁護士の意見ではありますが、十分に詐欺の可能性があると判断を法律の専門家から頂いているんですよ。

ですから、私は、せめて法律の条文ぐらいは書き込んでいただきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） はい。そうですね。業務上横領罪というの、刑法第153条というのはあるんです。

ただ、その後の私が、その「及び幫助」というところが、早ければ、その業者と職員と一緒にやらないとできないんじゃないかということで、この「及び幫助」というところでしていたんですけど、刑法第153条については、業務上横領罪ということしかなかったんで、それを載せるかどうかという部分かなというふうに思っています。

詐欺罪に関しては、本人の意思、詐欺をするという意思があるかないかという確定をしないといけないというのがあるんで、その部分に関しては、本人にその意思があったという調査結果までは行けてないんで、ちょっとそこはどうかかなという部分、だから、業務上の横領罪の部分に関しては、金額をそういうふうに上乗せしてやったというところであれば、まだ書けるのかなという部分でしています。

それと、上の公文書偽造に関しては、確実に日付が、職員が勝手に入れている、工事が終わった後にやっているということで、もうほぼこういうふうになるだろうと。

それと、虚偽ですから、虚偽公文書作成等、それと会社が出している文書も私文書偽造等という、その分が刑法に関わるということは、はっきりしていますんで、ただ、これで、これを、何というか、書いたから、逆に捕まるよという話じゃなくて、これに引っかかっているということを書いているというだけです。（「それは共犯するおそれがあるということですか」と呼ぶ者あ

り)

そうです。背景は、もう引っかかっているよということを書いているだけであって、これが最終的に司法がどうするかは、私たちの判断ではない部分にはなるかと思います。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、委員長の判断に異を唱えます。ここに書いている事実認定からすれば、詐欺は、私は、成立する可能性は極めて高いと思っています。

ここに書いている事実認定は、下田課長補佐は、ほぼ修理の過程は、横にと、そこまでは書いていないですけど、証言等によると、横でカメラで撮って、修理の保証の報告を受けて、修理着手から修理完了までほぼ立ち会っていたんですよ。

立ち会っているということは、架台の加工なんかしていなかったというのは、目の前で見ていて、目の前で見ていてのに、後からそこが含まれた起案書をつくって、仕様書をつくって、契約しているというのは、少なくとも架台の修理、ほかの修理のところはちょっと手伝ったとか言うから、弁護士からも言われたんです。そこは立証、いろいろ難しいねって、自分たちがやったんだけど、包括業務委託の人は、手伝っただけだというふうに言い訳されたら、必ずしも難しいところはあるよと言われたんですけど、でも、この架台に関しては全くやっていないし、全くやっていないことを知っててお金の中に入れていっているんですから、これはたった3万円かもしれませんが、3万円の部分は、やってない仕事を役場をだましてお金を取ろうとしたこと以外に説明がつくんですか。

下田さんが現場を見てなければ、エス・ティ・産業からだまされたという言い訳が成り立つんですけど、成り立たないでしょう。エス・ティ・産業と打ち合わせて、やっていない仕事を役場の書類に書いて役場に支払わせたということですから、ここの細かく議事録とか添付資料とかに合わせてこの文書を見れば、そういう判断を我々は、している以外はあり得ないんですけど、はい、言ってください。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 宗委員のおっしゃっているのは、そういうふうな見方もあると思うんですが、私は、これ、何というか、行政がその業者に発注した仕事を包括委託の社員が横から勝手にやっているんですよ。

それを行政のほうが注意したりすると、何というか、何とか何とか、包括委託のなんかな、あれ。（「シダックスの人ですか」と呼ぶ者あり）いやいや、包括委託の。

○委員長（武道 修司君） 直接指導しちゃいけないよと。

○委員（14番 池亀 豊君） したらいけないというやつ、あるでしょう。あれちょっと名前忘れたけど、それに当たるから、指導できないですよ、行政は。

だから、それを見ていて、後で正式に行政が発注した業者に書類をつくるときに、その発注に沿って、それをつくって、結果こういうことになったということも私は考えられるんじゃないかというふうに思いますので、宗さんの言っているのももっとも、一理あると思いますけど、そればかりじゃないんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 池亀委員が言われているのも、一理はあるとは思いますが。そういうのがですね。

ただ、今、証言、証拠等を全部していくと、要は、これ何が問題なのかなちゅうところを返すと、要は、包括業務の人たちが交換して、包括業務の人たちが請求しているんなら分かるんですけど、包括業務内で、自分たちの業務をするために交換をしているんですよ。業務内で、包括業務をするために、次の日からしたいがためにやっているんですよ。（「軽微な故障の対応」と呼ぶ者あり）

だから、池亀委員が言われているのとはちょっと、僕は、内容が違ってくると思うんですよ。じゃあ、例えば僕が修理屋さんで、修理さんがいたけども、できないよと言ったことが、そこでやろうとしていた包括業務の人たちが、じゃあ、私たちがもともとやっていたんならやってみますと言って、やったことに対して請求をかけていたら問題があると思いますが、今回この人たちは乗せ替えただけ、明日、詰まっている業務を円滑に作業するために自分たちで直したものが知らない間に請求をかけられていたというのが僕は詐欺罪になるんじゃないかなと思っているんですよ。中身がですね。

そのやってないことに対して請求をかけている行為がいけないんじゃないかなというところなので、池亀さんがおっしゃっていることは重々分かりますけれども、権利がないものに権利を主張して、もう着服しているので、していなければ、問題はないですけれども、そこを通してしまえる内容に下田さんがいたので、なかなかそこを。

○委員長（武道 修司君） ちょっとすみません。ちょっと説明するさせてください。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 私が整理のために、今の追加意見を言わせてください。

吉元委員の指摘のとおりだと思うんです。3万円の架台修理に関しては、3万円の架台修理以外の修理です。ポンプを乗せ替えたとか、そういうところは、池亀委員のおっしゃるような反論が生じる余地があるんです。

ただ、3万円の架台修理は、誰がやったかが問題になっているんじゃなくて、誰もやっていない仕事であるというのが我々の共通認識だろうと思ってて、いや、そもそも必要もないし、やっ

ていないから、誰もやっていない仕事を書類を、起案書をつくる時に紛れ込ませてお金を払ってるといふケースですから、この辺、そこが論点で、3万円の架台修理は誰がやったかではないんです。誰もやっていないというところが論点なんです。誰もやっていないのに起案書に書かれて、見積書に入っていて、契約して、お金を払ってると、そこですから。

ただ、池亀委員の意見を聞きたいのは、我々は、現地調査か、あるいはちょっと別件で現地に行ったときに、ポンプとか、架台の穴の実物とか、下ろされたと思う予備のポンプとか、いろんな現物を見てるんで、今のはほぼ確信を持っているんですけど、池亀委員は、現地にはあんまり、我々ほどは現地にはいらっしやっていたみたいなんで、我々ほどこの架台の加工をやっていないという確信を持ってないのかどうか、その辺だけは聞きたいんですよ。

○委員長（武道 修司君） 今、ちょっと文章の中身の話をしているんじゃないんですよ。ちょっといいですか。要は、文章に関しては、もうこれでいいという今話になりましたよね。決定というか。

○副委員長（宗 裕君） いや、私は、追加を要求しています。（「罪名の」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） だから、問題は罪名を追加するかかどうかというところの議論なんで。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、そこに対して、すみません、僕は、どっちでもいいと言ったんですけど、できたら載せてほしい。

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、載せるには、すみません。いいですか。載せるには満たしていないんじゃないかなという意見もあったんですけども、池亀さんは、多分その中身のところを言ってくれたんで、その中身の部分を話さないと、載せるか載せないかって話できないと思うんで。

○副委員長（宗 裕君） ですね。

○委員長（武道 修司君） ああ、これでいい。これでいい。うん。

○事務局係長（瀬戸 美里君） いいんですかね。

○委員長（武道 修司君） うん。

○委員（13番 吉元 健人君） 架台の、だから、すみません、宗さんが言われている分と僕が言っている。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっとその罪名と内容がちょっと分からないと、ちょっとこの言葉を載せる載せないというところで議論になってはいけないかなと思って、今、ちょっと資料を配らせてもらっています。その資料で、こういう言葉を使うのか使わないのかという部分をちょっと見ていただければなというふうに思います。（「こういう事情は分からんかね」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） いや、載せてもいいですけどね。要は、詐欺の（聴取不能）の可能性が高いという話ですから。

○委員長（武道 修司君） だから、もし詐欺を載せるのであれば、第246条、「人を欺いて財物を交付させた者は」ちゆう話なんですね。「前項の方法により、財産上不法の利益を得」、これは値すると思うんですけど、ただ、その前の「財物を交付させた者は」という部分がまず1つ、もう一つの横領です。

私は、どちらかという、こっちの横領だけでというか、（聴取不能）前回、すみません。

○副委員長（宗 裕君） ああ、下ですね。

○委員長（武道 修司君） その業務上横領罪というふうに、一番下のその上、253条です。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） その上の横領というのはちょっとどうなのかなというのがありますけど、その下の業務上横領になるのかなということでしていたんですけど、「及び幫助」ということで、私、書いていたんですが、この「及び幫助」というのが条文にないんです。

だから、この「及び幫助」という部分。

○副委員長（宗 裕君） ああ、なるほど。

○委員長（武道 修司君） ところができないんで、この業務上横領罪というところを、253条のこの部分を、今までどおり、中間報告書にも載せていましたけど、そのまま載せるのか載せないのかとって前回、この「及び幫助」というのを書いたんで、ちょっとここはのけてしまうほうがいいのかどうなのかという部分をちょっと協議していただきたいということで、ちょっと先ほど提案をしたところなんです。

○委員（13番 吉元 健人君） いいですか。すみません。僕の認識というか、いろいろ調べた中で、業務上横領に対するパターンとしたら、着服、中抜き、流用というのがメインです。

○委員長（武道 修司君） あっ、そうそう。

○委員（13番 吉元 健人君） 詐欺罪は架空請求、過大請求、架空請求なんです、僕から言えば。（「あるいは過大請求」と呼ぶ者あり）

だから、僕は、詐欺罪のほうが値するのかなと僕は思っているので、書けるならそっちを書いてくださいという意見です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。（「異論はあるんですよ。だから、両方していたら疑いになる」と呼ぶ者あり）いや、だから、協議を今。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 法律の条文を上げるか上げないかは、私、そんなにこだわりはござ

いません。場合によっては、業務上横領も詐欺罪も上げなくてもいいんじゃないかと思っているんですけど、その代わり本文中に、架台の経費が契約書に上げられているけど、この支払いには根拠がないぐらいは書きましょうよ。

それちゃんと読める人が読んだら、根拠がないのを払っている、詐欺だよねって、そういう結論にしかならないから、この文章に詐欺って書く必要はないけど、この文章だと、やっぱりそこが明確に読み取れないんですよ。不適切としか書いてないから、不適切の最大の理由は、架台の工事費用が契約に含まれてるのに、含まれてる、払ってる。

○委員長（武道 修司君） どの部分ですかね。

○副委員長（宗 裕君） いや、それが入ってないから、そこを明確に書いてほしいなと言っているんです。

○委員長（武道 修司君） いや、だからどの部分を、どういうふうに修正するかというちょっと。

○副委員長（宗 裕君） 「架台の加工はなかったと判断する。」と書いていますけど。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 事後につくられた契約書類には。

○委員長（武道 修司君） ちょっと待ってくださいね。

○副委員長（宗 裕君） いや、そのとおりに書くのは、適切かどうかじゃないですよ。

（「話し合えばいいですね、そこ」と呼ぶ者あり）入れてもらいたい内容を口で言っているんです。

事後につくられた契約書には、行われていない架台の作業費が入ってるというのを明確に。

○委員（13番 吉元 健人君） 「よって」で、続いてもいいんじゃないですか。

○副委員長（宗 裕君） うん。続いて、適切とは思えないでもいいですよ。不適切でもいいけど、それぐらい明確に書いてくれれば、我々の判断として。

○委員長（武道 修司君） ちょっと宗委員、ゆっくり言うて。

○副委員長（宗 裕君） 吉元君、まとめてもらえる。私、苦手だから。

○委員長（武道 修司君） ちょっと言うて、取りあえず。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） 簡潔は、吉元議員に任せます。

○委員長（武道 修司君） いやいや、取りあえず言葉をちゃんと言って修正しないと、いっぱい、何というか、何十行も言うような言葉を言われて、まとめれと言われても、ちょっと言えない。まとめられない。ちょっと言ってください。

○副委員長（宗 裕君） 私は、いつもわあっと言ってしまうタイプなんで、どうも吉元議員が私の意を酌み取ってくれているように思うんで、吉元君、ちょっと短くまとめてくれる。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず。

○副委員長（宗 裕君） ここは実際、一緒に作業してくれとるんやろうし。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず言葉で、こういうふうなところをとということでしてもらわないと、気持ちを言われても、ちょっとどうしようもならないんですよね。気持ちの今、話しているのではなくて、最終報告書の文面の話をしているんで。

○委員（13番 吉元 健人君） 架台はなかったと判断する。請求書の詳細には、加工賃が含まれており、（発言する者あり）含まれており、よって、修理の支払額は、上記の状況を考慮すればでいいんじゃないですか。

下から5番目の「架台の加工はなかったと判断する。」までじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） その次が、「よって」になっているので、ここに、請求書の詳細には、要は、なかったものが入っているちゆうことを宗さんは言いたいので、請求書の詳細に架台加工賃が記載されており、それが事実にならないですかね。

○副委員長（宗 裕君） そう思います。

ただ、私だと、その上に、この部分は架空請求に当たると思うとか書いちゃうだろうな。

○委員（13番 吉元 健人君） 架台の、（発言する者あり）そう、判断しいんですよね。それはいいせんでいいよねと判断した後に、（「架台の加工はなく、加工代が」「幫助とかの部分です」と呼ぶ者あり）そしたら、この「よって」の間に入れるしかないのかな。

○委員長（武道 修司君） だから、「よって」の間に、架台の。

○委員（13番 吉元 健人君） 要は、こっちが、それはなかったよと言ったのに対して、実際はこうなっている、よってなんですよ。宗さんがおっしゃるところは。こうなっているところ例えば、（発言する者あり）そうそう、請求書の詳細に、架台加工賃として載っているから、修理の金額が適正とはならないという文面になるように文章を持っていけばいいと思うので。

○委員長（武道 修司君） よって、加工。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、「よって」の前だと思います。「判断する。」と「よって」の間に、その事実を書かなきゃいけないと思うので、文面的に。そのおかしいという事実は、要は、請求が上がっているという事実。

○委員長（武道 修司君） いや、だから、その後ろが、修理の支払額は上記の状況を考慮と書いとるけ、ないということを書いちよるわけよね、ここに。

○副委員長（宗 裕君） 何がないんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 加工がなかったということを書いちよるわけよね。この「上記の状況」ということで、だから、そこに請求というところをそっちに書いたほうがいいんじゃない。

○委員（13番 吉元 健人君） そこに書くと、どういうふうに書くんですか。

- 委員長（武道 修司君） どうなるんかね。架台加工代の金額。
- 副委員長（宗 裕君） ちょっと大分皆さんの意見を聞いて思ったんですけど、架台加工代が含まれている起案書、契約書、請求書は、適正な金額とは言えないと、シンプルでもいいんじゃない。起案書にも、契約書にも、請求書にも含まれているんだから。
- 委員（13番 吉元 健人君） 架台の加工はなかったと判断する。
- 委員長（武道 修司君） だから、今度、その加工代のところだけをクローズアップすると、（「交換業務」と呼ぶ者あり）その交換業務全体の金額が。
- 副委員長（宗 裕君） そこだけ悪いわけじゃないんでね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武道 修司君） そう。だから、交換業務自体も本来なら、だから17万5000円のうちの3万5,000円が架台の加工代なんよ。残りの13万円ぐらいの金額が取替えの工事なんよ。
- でも、取替えの工事の13万円が1人の人しか来てなくて、その1人の人が13万円分の仕事をやっていないやないかというところも言われようるわけでしょう。（「うん」と呼ぶ者あり）
- 結果的に、そこは包括業務の人たちが手伝って請求をしてきたというところを考えると、架台の加工分のところだけをクローズアップしていたら、架空代だけが何かこうしたというふうになってしまうんで、昨日、ちょっと吉元議員と話しよって、そういう部分も含めて。
- 委員（13番 吉元 健人君） それは、もうなかったとしているので、（「なかったんじゃないんやなかった」と呼ぶ者あり）いやいや、「架台はなかった」としたところに、それを付け加えるのではなく、4つ下の「結果、不適切な事務処理」のところをもうちょっと詳しく書けばいいんじゃないですか。不適切な事務処理とは何が不適切な事務処理やったかちゅうのを分かりやすくしてやると。
- 委員長（武道 修司君） すみません。なら、ちょっと今の「よって、修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。」というところは、そのまま残して、（「この文面は続いて」と呼ぶ者あり）結果、だから、そこで、架空の架台加工代。
- 委員（13番 吉元 健人君） いや、でも、そこを細かくすると、もっと分からなくなる。
- 委員長（武道 修司君） おかしくなるな。
- 委員（13番 吉元 健人君） そこにクローズアップされるので、不適切な事務処理という内容を分かりやすく、要は、例えば、（「それはさっき宗さんが」と呼ぶ者あり）そうそう、言っていた、何なんですかね。詐欺と認められるような内容をしているよという文面が入れば、入ればというか、何ですかね。架空請求、過大請求というふうになるんじゃないかというようなことを。
- 副委員長（宗 裕君） 例えば、受注業者及び担当職員の説明が不明瞭なので、全体に過大

請求が疑われるが、架台の工事に関しては架空請求であると判断すると書いちゃったら。（「過大の架空請求」と呼ぶ者あり）全体的に過大請求だと思います。半日で終わった仕事を、ほかの部門の作業工賃十数万円も、半日の作業費でそれだけ取るんか、根拠は何んだ。

ただ、そこはそれぐらいかかりますと言われたら、水かけ論みたいになっちゃいますけど、もっと安い業者いたと。

○委員長（武道 修司君） だから、そこが適正な金額じゃないちゅうことだろうと思うんです。

○委員（14番 池亀 豊君） 僕は、これでいいと思うんですけど、意見を言わせてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） これ私、宗さんがおっしゃるのも、そういうふうに考えられないんでもないんだけど、これただ単に、何というか、いいかげんな仕事をして、17万円に合わせるために事務処理。（「17万円に合わせるんじゃないで」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） まあ聞きましょう。（「うん」と呼ぶ者あり）

○委員（14番 池亀 豊君） 何か誤った、どこやったかな。どこやったかね。

○委員長（武道 修司君） だから、あれでしょう。作業日報とか、そういうので、それを考慮すれば10月11日に。

○委員（14番 池亀 豊君） この不適切な事務処理ね。

○委員長（武道 修司君） あっ、その下。

○委員（14番 池亀 豊君） これが、私は、下田さんたちがいいかげんな仕事をずっとしていたんやないかと私は思っているんです。

○委員長（武道 修司君） うん。

○委員（14番 池亀 豊君） それで、何というか、過大な請求とかじゃなくって、自分たちのつじつま合わせをするための、やってもいない仕事を書いて、つじつまを合わせたんじゃないかと、私はちょっとそういうふうに思っています。（「それが詐欺」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 池亀委員の意見はよく分かったんですが、同時に、池亀委員は、そこまで書けとはおっしゃらないけど、つじつま合わせ、金額合わせのために、やってもない項目を丸め込ませたというふうにおっしゃいましたから、池亀委員も、架台の工事に関しては、全くやっていないのに、書類には入っているというのをお認めくださったと思っているので、安心しました。そういうことでよろしいんですね。

○委員長（武道 修司君） でしょう。その前の「架台の加工はなかったと判断する。」で、それは納得するということやったんで。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、そこまでやっちゃうと、詐欺と言われても仕方がないよと言っているんだけど、池亀委員は、それは、17万円の仕事は、非常に疑問はあるけれども、17万円という金額に合わせるために、下田さん及び繁永さんがやむにやまれず紛れ込ませたものだから、刑事告発とか、ここにそれが詐欺だとか、そこまで書く必要はないだろうという御意見に理解するんですけど、非難しているんじゃないです。池亀委員の御意見は、そういう御意見なんですよね。

○委員（14番 池亀 豊君） まあそういった。（「委員長、（聴取不能）なんですけど、ちょっとおしっこ行っていいですか、すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。すみません。じゃあ、1時間たったので、一旦ここで暫時休憩といたします。再開はなるべく早く。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件のところは、今、雑談をちょっといろいろとしましたが、宗委員、どうですか。そのままでいかせてもらえないんですか、ちょっと書くと。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう言いたい放題ですから、言います。

私は、これ最後に発言しようと思っていたんですけど、ここが潮どきだと思ったので、言わせてもらいます。実は、全体の構成に追加してもらいたい項目が2つあるんです。何で今これと言うかという、その2つの項目が入れば、全体として読めば、我々というより、私だな。私の言いたいことは、さらに最終報告書に盛り込めるんで、議論の分かれているこの点に関しては、このとおりいくという部分でも喜んでオーケー出せそうな気がするんで、私の希望の追加の点を言います。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ここ今、議論しているのは、元のページで言うと、7番でしたっけ。今、ページ番号ずれてるけど、調査の内容及び委員会としての判断という項目のところの産業課の部分をやっているんですよね。

○委員長（武道 修司君） ああ、そうです。そうです。

○副委員長（宗 裕君） これ今朝、頭に浮かんできたんですけど、調査の呼び出した、要求した資料や呼び出した証人のことを主に担当課ごとに分けていますよね、これ。担当課ごとにこういう契約があった、こういう証言があったというのをここ書いてるじゃないですか。

- 委員長（武道 修司君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 最後に、内部告発の件、K氏の。
- 委員長（武道 修司君） 公益通報の件ね。
- 副委員長（宗 裕君） 公益通報の件は、ちょっと個別の契約とか、担当課ごとの案件とは別だから、最後に、その2つが入っているんですかね。担当課ごとにずっと来て、ごめんなさい。その前に、エス・ティ・産業が入っていますね。エス・ティ・産業、何が入っているんですしたっけ、担当課ごとにずっと来て。
- 委員長（武道 修司君） はい。そうです。
- 副委員長（宗 裕君） エス・ティ・産業は何が入っていたんですしたっけ、委員長。
- 委員長（武道 修司君） 主に、何というか、清掃センターの。
- 副委員長（宗 裕君） あっ、当初の。
- 委員長（武道 修司君） 当初の。
- 副委員長（宗 裕君） 当初の受注したときが経緯ですね。
- 委員長（武道 修司君） そうそう。
- 副委員長（宗 裕君） なるほど、なるほど。
- 委員長（武道 修司君） 地方公務員法違反にというところ。
- 副委員長（宗 裕君） 10年ほど前にですね。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） ここにどこ、順番はちょっと考えるところがあるんですが、組織全体の問題という項目を入れてほしいんですよ。個別の担当課ごとにいろんな問題があるし、証言の中には取り消されましたけど、このような不適切な見積りは、よその課でもやっていますというような発言もあったじゃないですか。
- 私、今回、個別の担当課の個別の契約の個別の担当者の問題ではなくて、どこまで我々が判断できるかは別ですけど、組織の風土、組織の全体の問題というのが大きいと思っているんですよ。
- ですから、組織全体の問題についての我々の意見という項目は入れたいんですよ。これ難しいんですけど、最終版に出てきた5月1日付の、多分毎年出ているんでしょうけど、随意契約に関する事務通達が出てきたじゃないですか。
- あの内容を見たら、あのおりなんです。我々、私の指摘したいことも、今回の問題点の指摘も、だから、あれを取り上げて、そもそも役場の中での通達でこう書いてあるじゃないかと、このとおりやってくれたら、こういう問題は起きなかったと、建前はああいう通達で、こんなことをやっちゃいけないと、建前だけはあるわけですよ。

ただ、通達に関しては、出してるだけで、ほぼ全員、管理職を含めて、全員無視みたいな状況だから、その組織の問題点、いつもしゃべり過ぎて、ポイントずれてるけど、組織全体の組織風土、あるいは課長や町長、副町長の上の責任者の責任の取り方の問題とか、そこの視点は、今の報告書では抜けてると思うんで、そこは、ぜひ追加してほしいと、負担ばかり増やして申し訳ない。いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） いや、だから、加筆するのが悪いと言ってるんじゃないんですよ。

だから、加筆する文面を持ってきて、この文面をここにこうやって入れてくれと言われんと、今言うのをつくってくれと言われると、ちょっと思いが違うんで、それをまたつくったら、そうじゃないと言われたらどうしようもならないんで。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりで、私は、委員長につくってくれと言ってるんでは、現段階ではないんです。誰が担当して誰が書くかという問題は、次です。

まず、そういう項目を追加することにいいか悪いかという、委員の御意見をいただいているんです。

○委員長（武道 修司君） その前に、それがいいか悪いかを判断するのに文面を持ってきて、これだという協議をしないと、そもそも今、いいか悪いかと、判断できないじゃないですか。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。

そしたら、もう一つ追加してほしいことがあるんです。もう一つ追加してほしいのは、もうちょっと後ろになると思うんですけど、総括の中に含めてもいいと思うんですけど、私は、総括とは別に、総括の後に独立してほしいと思っているんですけど、今回の調査でできなかったこと、したかったけど、できなかったこと、それも書きたいし、あとこの最終報告書を受けて、今後の提言、課題みたいなことも書きたいんですよ、私が書くんだったら。

つまり、限られた調査期間だったから、もっといろんな問題があるんだけど、ここまでしかやれなかったと、残りも問題がないわけではないと、また問題があると、断定もできないですよ。

ただ、ここまでしかできなかったと、当たり前のことですけど、何が言いたいかという、これだけの問題があったら、我々が指摘できなかった、調査できなかっただけで、もっと隠されてる問題があるはずなんですよ。そういうことも、当たり前ですけど、書きたい、私は。

それと、もう一つは、最終報告書の目的をいろいろ考えたんですけど、これ出して、突きつけるだけが目的では今回はないなと思っています。だって、執行部が真摯だったら、報告書出せば、真摯に、適切に対応してくれるでしょうけど、昨日、1日ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

12月1日の本会議や全協やいろんなことを議会での、課長は言わなくていいや。課長も入れま

す。執行部や課長の議会に対する態度を見てると、もっと今後もこの随意契約の問題に関しては、議会が監視機能を発揮して、最終報告書を出した以降の対応策とかをきちんとやったかどうかまで検証するのが責任だなと思っているんです。

何が言いたいか、最終報告書を出して、最終報告書を出したからおしまいという百条委員会ではないなと今思っています。最終報告書は出すべきです。

ただ、最終報告書を出した後も、こういう点は継続して委員会として見て、評価、意見を言うまでが今回の仕事だなと思っているので、そこを書きたい。つまり、12月で百条委員会を締めるべきではないと思っています。最終報告書は出します。

だから、さっきの限界の話をしたんです。いつまでも調査できないでしょう。いつまでも調査できないから、最終報告書はここまでだ。だけど、今後はこういう課題が残るから、百条委員会としても、はい。

○委員（13番 吉元 健人君） いいですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕、昨日、そのようなことを冒頭言ったんですよ、たしか。最終報告書とか言わないで、僕は、今、宗さんが言ったのは、自分がちょっと前に調べていたので言わせてもらおうと、今、宗さんが言っている内容って理屈的に無理か無理じゃないかといったら、普通にあることなんですよ。最終報告書を上げると、イコールで解散というほうが珍しいんですよ、逆に言うと。

というのも、いろんな例があって、要は、ここまでしたことに対して最終報告書としますの続き、要は、今言っていた、この報告書に対しての、要は、どういうふうな内容にしたかということころまでするという最終報告書の後についとけば、ちゃんとその監視もできるような仕組みなんです、百条委員会って。理屈はですね。

だから、最終日に閉会するのではなく、最終報告書、要は、書類としては最後なんですけれども、委員会として動くのは。

ただ、3月までにこういうふうなことをちゃんとしていますよね、年度明けにどうしてますよねとかいうのをすることは、全然可能なんですよ、百条委員会の仕組み的には。その辺は、皆さん理解しているのかなというのをちょっと聞きたかったので。

○副委員長（宗 裕君） ごめん。全然していなくて、自分の思いを。

○委員（13番 吉元 健人君） ああ、そうなんですね。僕は、逆にそういうふうになる可能性があると思ったので、ちょっと前に調べていたんですけど、そういうのがいろんな百条委員会の中にあります。最終報告書を出して、閉会しなかった例も結構あります。

だから、昨日、僕が伝えたかったのは、そこを僕は知っていたので、絶対に出したいんですよ。

皆さんがおるときには出したいんですけど、出して終わりというところが何か大丈夫かなちゅうのが正直あるので、ああいうしゃべり方になったんですけども、いや、出したら閉会せんとつまらんよちゅうんなら、それは仕方ないんですけども、皆さんはどういう考えが、そういうのがあると踏まえたらどういう考えなのかなというのを聞きたかったです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 吉元委員、ありがとう。私は、前例のない無茶なことでもチャレンジしたいという立場なんで、ほかがどうやってるとか、法律が、ルールがどうか、前例とか、全然調べていませんでした。

だけど、吉元委員がそこまで調べてくれているんなら、いや、もっとやりたくなりました。確かにどっかで区切りをつけなきゃいけないから、延々延々こんな調書をやっていたら、役場の業務にも職員にも負担かけるから、調査として、特別な問題が出てくれば別ですけど、当初の調査範囲としては、半年近くやって、ここまで頑張って、これが潮どきだって私も思っているんですよ。

捜査じゃないから、限界があるから、だから、さっき言った項目の追加も、我々は頑張ったけど、これが限界なんだというのは正直に書きたいんですよ。項目の追加のことを言いたいんじゃないかった。これ正式なところで、今の町長、これ言わせて。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、思いをちょっと。

○副委員長（宗 裕君） 町長のやつは、百条委員会さえなくなれば、自分たちの思いどおりと思っているのよ。

だから、百条委員会の結論が出るまでは何もしない。だけど、最終報告書は出たかもしれないけど、強力な調査権限のある百条委員会が今後の対応策もきちんと評価、チェックさせてもらうという形で残れば、不用意なことはしないと知っているんで、私は、ぜひ残したい。

○委員長（武道 修司君） いや、じゃけ、その会議を残すのかどうかという議論じゃなくて、この最終報告書をどうするかという今議論をしているんで、もう最終報告書をつくらないちゅうような話なれば別やけど、つくろうちゅうこと。

○副委員長（宗 裕君） そんなことを一言も言っていない……。

○委員長（武道 修司君） いやいや、ちょっと最後まで話は聞いてください。私は、だから、そういうふうな話をしているんじゃないんで、まず最初に、この最終報告書をつくりましょうという話を今しているんで、つくらないとか何とかという議論じゃないじゃないですか。

だから、最終報告書を今つくるのにどうしましょうかという議論で、今、引っかかっているのは、産業課のところなんです。産業課のところはどうですかということで確認したら、これでいいですよと言って、宗委員も言われたんで、ちょっとこのところから、ちょっとひとつ行かさせて

もらえないですか。そうしないと、全体的なところの協議しよったら、悪いけど、何日も何日もかかると思いますよ。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、じゃあ、これだけは言わせてください。

○委員長（武道 修司君） だから、思いを言うんじゃないで。

○副委員長（宗 裕君） いや、これだけ言わせてください。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 正直に言います。私は、極端な話ですけど、昨日あったんですか、委員会。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 昨日の段階での最終報告書でも、今後も委員会が継続して、今後の対応策等をチェック、監視していくという方針が皆さんで共有できれば、昨日の最終報告書でもいいと思っているんです。いや、できるだけいいものにはしたいですよ。

私がいろいろこだわっているのは、これで終わりになるんだとすれば、やっぱりいろんなことを書き込みたいと思うし、出した後で、結局無視されるような心配をしているわけですよ。最終報告書できたけど、あの程度しか調査できなかったんだから、この程度の対応でとやられそうだから、いつまでも調査したら業務にも、職員にも負担かけますから、ここは潮どきですよ。

だけど、今後も対応策とか、あるいは新たな問題が出てきたら意見は言うよということで、残すということの方針が皆さんのおおむね了承を受けられれば、最終報告書に関しては、ここまでばちばちやらずに、まあここまでは書けるよねという最大公約数的な報告書で満足いたします。

ただ、さっき言った項目も、今後もやるぞという宣言みたいな意味で提案したんです。それ書かなくてもやるぞと、皆さんが言ってくだされば書かなくてもいいと思っています。

それを入れるか入れないかにこだわったのは、そこまで入れれば、継続してやるしかないじゃないかと言いたかっただけです。

○委員（13番 吉元 健人君） 基本的に最終報告書の内容なんで、いいですか、委員長。

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 宗さんが言っているのもあるんですけど、基本的には、最終報告書の中の文面の中に継続する内容を入れないと、継続、基本的にはできないと。

○副委員長（宗 裕君） そんなこと思っていない。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、結局、僕が調べた中身では。

○委員長（武道 修司君） それは議決をする場合ね。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、議決じゃなくて、結局、武道さん。

○委員長（武道 修司君） いや、議決をせんやったら、最終報告書を出さなくてずっと調査をす

るということ、最終報告書は最後、最終報告なんで。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、法的には最終報告をしたから委員会が終わるということになっていないんです。

○委員長（武道 修司君） いや、その後に事務処理が残るんで、そこで解散ということにはならんけど、事務処理も含めて、それはできるということにはなっているんですけど、ただ、一旦、何というか、その議場の中で、何というか、調査特別委員会、特別委員会の定義なんで、特別委員会を調査が終わったら終了するというのが特別委員会の定義なんですよ。

調査が終わったら、その特別委員会が終わるということになるんで、そこで議長から宣告をすれば終わります。もし、これ終わらなかつたら、特別委員会なんで再来年の7月末をもって自動的に特別委員会は消滅します。どちらかです。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、私の提案です。我々が調査すべき項目に、最終報告書に書けというわけじゃないです。最終報告書を受けてのその後の随意契約の改善状況のことまで調査項目に入れましょうよ。

だから、委員長と吉元さんと私の意見が分かれているのは、最終報告書を出したら、残務処理だけ残したら委員会はやることができないだろうというところが議論になっているんです。そういう決まりはあるんですか。

○委員長（武道 修司君） だから、それは最終報告書じゃないです。

○副委員長（宗 裕君） だったら、最終の文字を落としましょう。12月報告書でもいい。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、法的には、僕、3か所ぐらいのものを見たんですけど、すみません、最終報告イコール委員会の終了にはならないと思います。

○副委員長（宗 裕君） 私も、そう思っています。最終報告書を出した後に大きな問題が出て、委員会を閉じる。

だから、大きな問題が出なくても、委員の意思の決定で続けていいんですよ。法律で、続けちゃいけないってあるんですか。

○委員長（武道 修司君） いや、実際できないでしょう。

○副委員長（宗 裕君） それが筋が通らないって町民から批判を受けるのが嫌ならば、私は、最終報告書に反対します。まだ議員のあれは尽くされていないと。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと一旦休憩いたします。

○副委員長（宗 裕君） できないんですか。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと一旦休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後0時07分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最終報告書については、今日中に加筆、修正、訂正等を連絡ください。今日中につくり上げます。

その後、最終的にできたものをこの百条委員会、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会で議決をし、最終報告書として決定をしますということによろしいですか。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） その件に関しては了解ですが、私、紙ベースよりパソコンのファイルのほうが見やすいし、ありがたいんですけど、その配付は、現時点でのこの最終報告書は多分ワードファイルだと思うんですけど、ワードファイルの配付はお願いできますか。LINEか何かに貼り付けてもらえば、それでいいんですが。

○委員長（武道 修司君） はい。そしたら、今日中につくるということを考えれば、その逆算をすれば、今日の5時までに連絡をください。今日の5時までで締め切って、それから夜、私のほうで作成をします。出来上がり次第、それはグループLINEで、PDFで皆さんにお渡しをしますということでもいいですか。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、配付されているものの現時点のファイルが欲しいんです。私、紙よりも、パソコンに落として、パソコンの画面で処理するほうがすごく事務効率がいいので、そのお願いをしたんです。

○委員長（武道 修司君） 今の分ですね。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） はい。これはちょっと家に帰らないとないんで。

○副委員長（宗 裕君） できる範囲で結構です。

○委員長（武道 修司君） はい。家に帰り次第。

○副委員長（宗 裕君） お願いいたします。

○委員長（武道 修司君） はい。PDFで全員に流します。

吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） その締めた後でも、じゃあ例えば、もうないでしょうけど、みんなで見ると誤字とか、そういうのがあったら。

○委員長（武道 修司君） あるかと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） それは委員長に連絡するないし、何か言ったらいいですね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 誤字、脱字程度の話です。

○委員長（武道 修司君） それで、誤字、脱字が出てくるかと思います。今日中に私のほうでPDFでしますんで、明日の午前中までにそれがあれば教えてください。

今後のスケジュールのところにも入ります。

その上で、それがほぼ最終的な決定という流れの中で、明日の午後どこかのタイミングで皆さんがスケジュールが合えば、集まって最終報告書の決定をしたいというふうに思いますけど。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとスマホの予定表を見ます。待ってください。3日ですよ。

○委員長（武道 修司君） そうです。

宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、明日、終日空いておりますので、合わせることができます。

それと、ぎりぎりのスケジュールでやっておりますから、本来であれば全員そろってやるのが望ましいですけど、委員会が成立するだけの人間で集まってやるのもやむを得ないかと、その代わり、その前にLINE等、意見を言えばいいんですから、最後の議決ですから、どうですか。

委員会が成立するだけでも集まって議決で、私はいいと思うんですけど。

○委員（13番 吉元 健人君） 異議なし。

○委員（14番 池亀 豊君） 夕方やったら空いていますけど。

○委員長（武道 修司君） もしあれだったら時間を、なるべく極力全員というか。

○副委員長（宗 裕君） そうですね。

○委員長（武道 修司君） せっかくここまで皆さんと力を合わせてきたんで、最後みんなで一緒に決定をしたいなというふうに思いますんで、池亀委員、時間は何時ぐらいだったらいいですか。

○委員（14番 池亀 豊君） そうですね。4時ぐらいが。

○委員長（武道 修司君） 4時。明日の4時であれば。

○副委員長（宗 裕君） 多分30分もかかりませんよね、この感じで集まれば。

○委員長（武道 修司君） まあ1時間程度ということで思っただけければ、4時から5時。

吉元議員、どうですか。

○委員（13番 吉元 健人君） もう必ず来るんで、いつでもいいです。

○委員長（武道 修司君） はい。工藤委員もいいですか。なら、明日の4時に。（「明日の4時ですね」と呼ぶ者あり）はい。明日の4時に最終報告書の決定をこの百条委員会で決定をし、4日の日の冒頭で、議長のほうにも報告というか、議運の中でも、議場の中でも報告したように、12月4日の議案質疑の前、冒頭に最終報告をするということで行きたいと思います。

その最終報告が終わって、当然そこで、もしかしたらミスとか、訂正とか、誤字、脱字が出て

くる可能性があります。それを踏まえて、12月の10日、一般質問の終了後に全員協議会を開催してもらい、そこで質疑を受けるという形を取りたいと思います。

12月の17日に冒頭からというか、最初から話ししているように、議長のほうから終結の宣言をしていただくということで、一度切りをつけるということで今いきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） 宗議員、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） はい。なら、そのようなスケジュールで進めていきたいと思います。

監査報告のほうで12日または遅くても15日には出していただけるというふうにちょっと今、話をしていますので、17日の日に監査の報告を受けて、それを最終日に最終報告書に添付をし、最終報告書といたしますという宣言を議長のほうから終結宣言をする前に報告を皆さんにしていきたいというふうに思います。

監査報告については、監査委員さんのほうに報告をしてもらえるものなのか、それともこちらのほうでその内容について代わりに、出していただいたものの報告をするのかというのは、ちょっとこれは監査委員さんと相談をしながら、最終日に対応したいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） はい。なら、そのような形で進めていきたいと思います。

その他の項です。

皆さんのほうから何かございませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） はい。

なら、以上をもちまして第28回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時14分閉会